

# 入院時の食事療養費の負担額変更について

**令和8年6月1日から**

入院時の食事療養費の負担額が上がります。

食費 (1食につき)		標準負担額					
		医療の必要性が低い方 (医療区分1)		医療の必要性が高い方 (医療区分2・3)		指定難病患者	
		令和8年 5月31日 以前	令和8年 6月1日 以降	令和8年 5月31日 以前	令和8年 6月1日 以降	令和8年 5月31日 以前	令和8年 6月1日 以降
一般(住民税課税世帯)		510円 → 550円	510円 → 550円	510円 → 550円	510円 → 550円	300円 → 330円	300円 → 330円
70歳未満で 住民税非課税	過去1年間の入院 期間が90日以内	240円 → 270円	240円 → 270円	240円 → 270円	240円 → 270円	240円 → 270円	240円 → 270円
70歳以上で 低所得2	過去1年間の入院 期間が90日超	240円 → 270円	240円 → 270円	190円 → 220円	190円 → 220円	190円 → 220円	190円 → 220円
70歳以上で低所得1		140円 → 160円	140円 → 160円	110円 → 130円	110円 → 130円	110円 → 130円	110円 → 130円

居住費 (1日につき)	指定難病患者以外		指定難病患者	
	令和8年5月31日以前	令和8年6月1日以降	令和8年5月31日以前	令和8年6月1日以降
65歳以上	370円	430円	0円	0円

今般の食材費等の高騰の影響により、厚生労働省から入院時食事療養費の費用（食費・居住費）に関する改定がありました。これに伴い、患者さんのご負担金額が変更となります。ご理解・ご協力の程、よろしくお願ひいたします。

医療法人社団協友会 埼玉回生病院 病院長